

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 5月度)

- 1 日 時 令和4年5月2日(月)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時17分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 14名
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭
14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 1番 山下 裕
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和4年度5月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を中葉委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長（会長） 本日は、山下裕委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、松原委員、中葉委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、合計で——件、——筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 1ページの有限会社**さんですが、参考までにどなたがどういう経緯で設立されたものか聞かせてください。

（事務局） 今まで個人でやられていた****さんが、息子さん二人とも農業に従事されるということで、法人化を今年度からされるということで、そちらの名前が**さんになっております。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地にままた利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。それがいわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

ちなみに、農地を農地以外の目的で利用するためにその権利を取得する場合は、3条許可ではありません。この後の議題で出てきます農地転用となりまして、その内の「5条許可」になります。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、それを持って法務局に届出して、変更登記することになります。

それでは、9ページをご覧ください。

今回の申請件数は3件です。

まず1件目は、氷見市**——番で、申請面積は—— m^2 、登記地目は畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。この合計面積が、5,000 m^2 以上にならないと許可ができません。これがいわゆる「5反要件」と言われるものです。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしています。

参考までに、10ページに許可基準を示してあります。

次に2件目は、氷見市**——番で、申請面積は—— m^2 、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲受人の要望により所有権移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、—— m^2 で、この中に今回の申請農地が小作地として入っております。よって取得後も経営面積は変わらないため、__ m^2 のままとなり、5反要件を満たしております。小作地の場合、左端に小と表示してあります。自は自作地です。

次に3件目は、氷見市**——番で、申請面積は—— m^2 、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲受人の要望により所

有権移転を行うものです。

2件目と同じ譲受人で、同様に、経営面積—— m^2 の中に今回の申請農地が小作地として入っております。よって取得後も経営面積は変わらないため、—— m^2 のままとなり、5反要件を満たしております。

2件目と3件目の申請地は近接しており、同じ譲受人が取得することになります。ともに隣接地をこの方が経営していることから話がまとまったとのこと。

以上ですが、10ページの許可基準をご覧ください。

今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 本件のうち、番号2、番号3について、**推進委員の意見を求めます。

（**推進委員） 譲受人は50歳の経営主で父名義の小作地も含めて町を超える経営をされています。今や50代の経営主はたいへん貴重であり、認定農業者でもないのに、所有権移転までしていただけるということで、たいへんありがたいケースだと思います。

□議長（会長） 本件のうち、番号1について、**推進委員の意見を求めます。

（**推進委員） 申請地の隣の畑を譲受人が所有していますので、今回の話がまとまったんだと思います。「まずは隣の方に相談してみる」の典型でありまして、3筆をまとめて管理ができ、利便性が向上するのでいいんじゃないでしょうか。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 1件目の**さんの田んぼの割合はどれくらいですか。全部畑ですか。

(事務局) 田んぼも半分もっておられまして、営農に作業受委託されています。

□議長 (会長) 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長 (会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長 (会長) 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件1件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、13ページをご覧ください。

今回の案件は、第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地 (氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地 (氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件1件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、**委員から報告を受けます。

（**委員） 今回の案件1件につきましては、除外申請時に現地確認をしており、計画等に変更がないことから改めての現地確認は不要となります。
また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いいたします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。
まず除外とは、農用地区域内にある農地は転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的としてこの農用地区域からの除外を行うものです。
それでは、資料16ページをご覧ください。

番号1、地区は——です。
願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用区域でしかできない理由として、譲受人は、現在電気工事業を営み、事務所である自宅に資材を置いていたが、既存地では対応できなくなり、早急に資材置場が必要となった。砂や碎石の搬入車が出入りするようになるが民家から離れており振動や騒音で迷惑をかける心配も少なく、また、**市での仕事を中心のため能越道の氷見ICにも近く願出地が最適であるとのことでした。

農用区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 以上で、本日付議されました案件は終了しましたが、事務局からその他案件の申し出がありますので、説明を求めます。

（事務局） お手元に配布させていただきましたその他案件で、令和4年度最適化活動の目標の設定等につきまして、ご説明いたします。

（事務局より説明）

説明は以上です。お願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありますか。

（**委員） 遊休農地の緑区分だったら中間管理機構は受けなければならないということですが、黄区分は受けなくてもいいのですか。

（事務局） 黄区分は草刈り程度で戻る農地ではなくて程度の悪いものになりますので、これを受けなさいとまでは国は言っていません。おそらく緑区分を受けるだけで精一杯になると思います。

（**委員） 遊休農地の解消とはあくまでも農地として復活させた分が対象になるのですか。

(事務局) 本来はそうだと思いますが、中間管理に貸付した場合は、そこまでいくかない関係なく、貸付した時点で解消面積に加えて良いという国の説明を受けています。

(**委員) 中間管理に預けたけども解消されずに受け手がないという面積が増えていくことにならないでしょうか。

(事務局) 遊休農地の面積は減ることになりますが、作り手がいてはじめて受けるとしないと実態はそうなってしまうと心配されます。

(**委員) 非農地化したものは解消面積にならないのですか。

(事務局) 非農地判断する農地は緑区分ではないと思います。この15.5haには含まれていないはずですから、解消面積とはならないと思います。

(**委員) 集積率の低い地区で非農地認定したら集積率があるのではないですか。

(事務局) 確かに上がります。集積率の低い中山間地域では山林化した農地がたくさんあると思われまので。

(**委員) 非農地認定を進めることは遊休農地の解消にならなくても、集積率のアップにつながるわけですね。

(**委員) 中山間地域の農業は本当に厳しい。確認野帳があるんだから地区ごとに切実な現状を把握し、今後どうしていくのか、今後の方針を市は考える必要があるんじゃないですか。

(事務局) それを市は地域計画として来年度から2年間でつくらなければならなくなります。そのために各地域で話し合いをしていただいて、地域の実情に合わせた、中山間は中山間の将来設計を立てていくことになっていきます。

(**委員) 中山間の農地を中間管理機構にお願いしても担い手が見つからない、水が不便なところとか、水路の草刈りがたいへんやとか、大型機械をそこまで引っ張っていくのがたいへんやとか、そういう場所をどうい

うふうにしていくか、現実には現実なんだから、今後10年後、だんだん厳しくなる。氷見市は氷見市で、県内一律で考えるのは無理だ。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、原案のとおり決定し、関係機関へ報告することとします。

□議長（会長） 以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会5月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月2日

議 長

署名委員

署名委員
